

# 使用貸借権の解約に関する通知書に係る提出書類

京都市農業委員会事務局（電話：075-222-4050）

◎：必須

	提出書類	発行機関	部数	備考
◎	1 使用貸借権の解約通知書		1	
△	2 農地法第3条許可書の写し		1	・農地法第3条許可により使用貸借権を設定している場合 (紛失の場合は提出不要)
△	3 農用地利用集積計画明細書の写し		1	・利用権設定により使用貸借権を設定している場合 (紛失の場合は提出不要)
	<b>【貸人の相続未登記の場合】</b> ①又は②のどちらかを必ず提出。③もあれば、併せて提出。			
	① 法定相続情報証明	法務局	1	住所の記載があるもの
	② 相続関係図		1	
	② 被相続人の戸籍謄本(原戸籍、除籍を含む)	区役所等	1	被相続人の出生から死亡までの戸籍を全て
	② 相続人全員の戸籍謄(抄)本	区役所等	1	被相続人の死亡日以降の証明日のもの
	③ 遺産分割協議書(あれば提出) (協議書に添付の全相続人の印鑑登録証明書を含む。)	区役所等	1	・遺産分割協議書があれば、申請者は特定の相続人 ・遺産分割協議書がなければ相続人全員が申請者 ・印鑑登録証明書の発行日は不問
	6 <b>【土地区画整理中の場合】</b> 仮換地地積証明及び仮換地指定図	区画整理事務所等	各1	
	7 委任状(任意様式) ・委任者(通知者)の署名(自署)または記名押印が必要。 ・代理人が書面訂正する場合、委任項目に「書面の訂正」、「申請・届出に係る一切の権限」等の記載が必要。		1	・貸人、借人、双方からの委任が必要

## 《注意事項》

◇通知書への押印は不要ですが、提出時に本人確認させていただきます。

(ただし、委任状には、委任者(通知者)の署名(自署)または記名押印が必要)

本人確認に御協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

・通知者が来庁する場合：通知者の運転免許証等の提示等

・代理人が来庁する場合：代理人の運転免許証や社員証等の提示等

(委任状に記載された代理人の住所や氏名・会社名等と一致していること)

◇これまでどおり、押印された書面を提出されても手続きに支障はありません。

◇通知書は、貸人と借人の連署となります。(借人死亡の場合、貸人単独での通知となりますが、借人欄の記載は必要です。その際、借人の死亡を証明する書類は不要です。)

◇証明書類などは、発行日から3箇月以内のもの[原本]が必要です。

→原本還付が必要な場合は、原本と写しを窓口を持参してください。

→「登記情報提供サービス」から取得した登記事項証明書及び公図は、照会番号と発行年月日が記載されたものに限り提出書類とすることができます。

→相続未登記の場合の提出書類は、相続時に作成されたもので構いません。

◇分筆、合筆等されたときは、経過の分かる書類(登記事項証明書等)を提出してください。

◇上記以外に、当委員会が必要とする書類を提出いただくことがあります。

## 使用貸借の解約に関する通知書

令和 年 月 日

京都市農業委員会会長 様

	住 所	氏 名
貸人	(電話： — )	
借人	(電話： — )	

農地の使用貸借について、下記のとおり解約したので通知します。

## 記

## 1 土地の所在等

所 在 ・ 地 番	地 目	面 積 (m <sup>2</sup> )	備 考

## 2 解約の内容

使用貸借の解約の申入れをした日	平成・令和 年 月 日
使用貸借の解約年月日	平成・令和 年 月 日
土地の引渡しの時期	平成・令和 年 月 日
その他参考となるべき事項	